

第1章

計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

介護保険制度は、平成12年(2000年)の創設から20数年が経過し、施行後も改正を重ねてきました。この間、市民に制度が広く浸透したことから、現在、高齢者とその家族を支える制度として定着しています。

本市の高齢者人口は、令和3年2月末をピークに緩やかに減少し、今後も減少する見込みですが、総人口も減少していくため、令和22年(2040年)には、高齢化率が40%を上回ることが見込まれます。

こうした中で、高齢者が地域で安心して暮らし続けるため、高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、介護保険の運営や介護予防、また高齢者に対する生活支援、生きがい対策、認知症高齢者の対応等、今後ますます高齢化が進む中で、高齢者福祉に関する重要な課題に対して、国が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(令和3年厚生労働省告示第29号)(以下「基本指針」という。)」を受け、市町村において3年ごとに見直しを行うよう関係法令で定められており、令和5年度は計画の見直し時期に当たります。

本市においても、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「石巻市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」において、基本理念である「共に支え合い、生きがいと役割を持って、健やかに安心して暮らせるまち」の実現に向け、高齢者が自らの能力と活力を十分に発揮し、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる地域社会の構築を行ってきました。

この計画は、第8期計画の取組を継承しつつ、目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにするために策定したものです。

第2節 踏まえるべき背景や動向など

本計画の策定に当たって、踏まえるべき背景や動向には次のようなものが挙げられます。

(1) 地域包括ケアシステムの充実

市町村の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの充実が求められています。

国においては、本計画の期間中である令和7年(2025年)度を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的の下で、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を推進することとされています。

特に、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の促進、医療・介護の情報基盤の整備の推進、介護人材の確保及び業務効率化の取組の強化が求められています。

また、8050問題やヤングケアラー等の多世代への支援、経済的理由からサービスの利用に至らないなどの複合的課題を抱えている高齢者への支援等、高齢者福祉部門だけで支援することが難しい問題に対し、重層的支援体制整備事業の推進を図り、横断的な支援体制を構築する必要があります。

(2) 認知症施策の推進

国内の認知症の人は年々増加傾向にあり、令和7年(2025年)には高齢者の5人に1人が認知症になると言われる中、令和5年(2023年)6月、認知症の人が希望を持って暮らせるよう、国や自治体の取組を定めた「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。認知症の人を含めた国民一人一人が個性と能力を十分に発揮し、互いに人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会の実現を目指し、基本理念として様々な項目が掲げられています。

(3) 介護人材の確保と育成

令和22年(2040年)には第二次ベビーブームに生まれた「団塊ジュニア世代」が65～70歳になり、国内の高齢者人口は総人口の35%以上になると予想され、ピークとなります。

さらに経済を支える現役世代が急減し、労働力不足は深刻となり、社会保障財源はひっ迫すると予想されています。

高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少に伴い、さらなる介護人材の需要が見込まれており、令和22年(2040年)までには現状よりも約69万人増やす必要があると予測されています。将来、高齢となった人たちが安心して暮らせるように、国は総合的な介護人材確保対策を打ち出しており、都道府県主導の下で生産性向上

に資する様々な支援・施策を総合的に推進していくことが求められています。

(4) 新型コロナウイルス感染症が与えた影響と回復に向けた取組

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、高齢者の外出頻度が減少したことや、移動時間の減少、地域活動への参加の減少など、高齢者の日常生活が大きく変化し、その結果、高齢者の心身機能に低下が見られるようになり、フレイル(虚弱)発症率が上昇しています。

特に、一人暮らしの高齢者については、コロナ禍において対面でのコミュニケーションの機会が減少したことに伴い、閉じこもりや孤独死のリスクが高まっていると考えられます。

今後は、コロナ禍における外出自粛などを機に、既に閉じこもり傾向にある高齢者や、身体機能が低下した高齢者に対し、感染症対策に留意した活動支援を行っていくことが求められています。

第3節 計画の位置づけ

1 法的根拠

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項の規定に基づく市町村老人福祉計画であり、各市町村が住民に最も身近な行政主体として、地域の高齢者の将来必要な福祉サービスの量を明らかにし、必要とされるサービス提供体制の計画的な整備に関する内容等を定めるものです。

また、「介護保険事業計画」は、介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項の規定に基づく市町村介護保険事業計画であり、市町村の各年度における介護サービスの種類ごとの量の見込み、介護サービスの見込み量の確保のための方策、介護サービスの円滑な提供を図るための事業及びその他保険給付の円滑な実施のための必要な事項等を定めるものです。

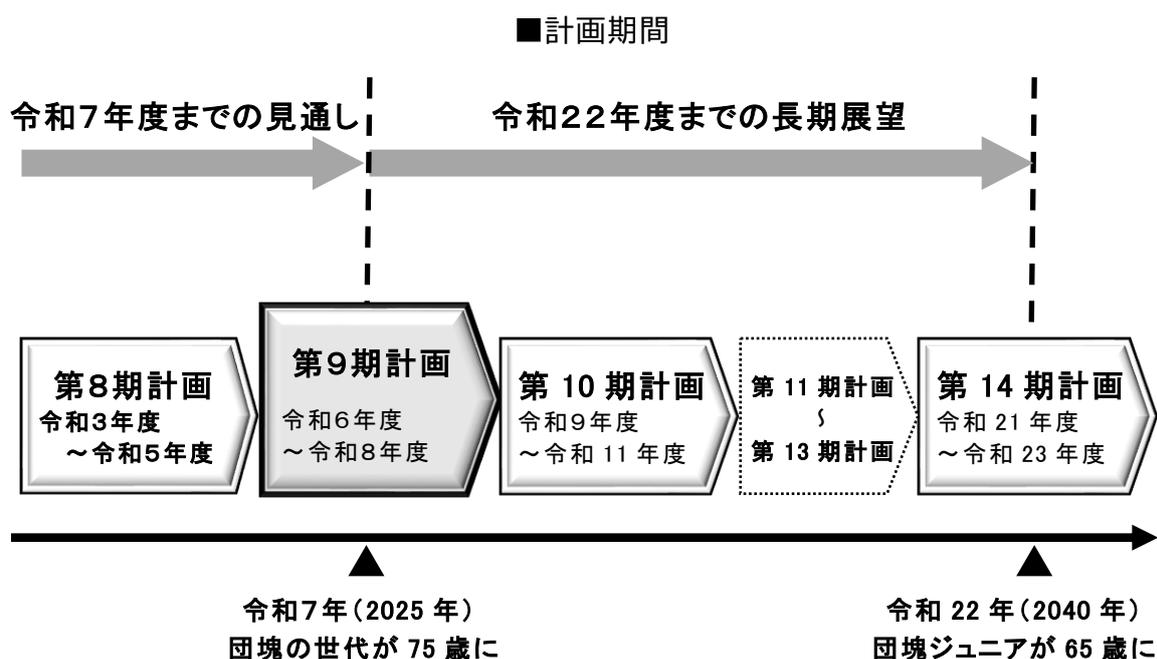
本計画は、国の基本指針に即し、上記計画を一体的に策定したものです。

2 関連計画との調和

本計画は、本市のまちづくりの基本計画である「石巻市総合計画」の部門別計画として位置づけ、基本指針をはじめ、宮城県の「宮城県地域医療計画」、「宮城県医療費適正化計画」、「宮城県高齢者居住安定確保計画」等の内容を踏まえた上で、本市の保健福祉施策を統括する「石巻市地域福祉計画(第4期)」、分野別計画である「第2次石巻市健康増進計画」、「石巻市第4次障害者計画」、「石巻市第7期障害福祉計画」等高齢者福祉に関わりのある諸計画との整合性を図りながら策定しています。

第4節 計画期間

本計画は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年(2025年)とともに、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる令和22年(2040年)を見据えつつ、介護保険法第117条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間としますが、次期計画以降については、社会情勢の変化等を的確に捉え、状況に応じた計画の見直しを図っていきます。



第5節 計画策定の体制

1 石巻市介護保険運営審議会による審議

石巻市介護保険条例(平成17年石巻市条例第165号)第14条の規定に基づく市長の諮問機関である「石巻市介護保険運営審議会」において、計画内容についての審議を行いました。

同審議会は、被保険者を代表する者(7名)、介護に関する学識又は経験を有する者(3名)及び介護サービスに関する事業に従事する者(7名)の計17名で構成され、保健・医療・福祉の関係者のほか、学識経験者、地域団体の代表、さらには地域住民の方を含め、多様な立場の方々に委員として参画いただき、多様な見地から計画案を審議していただきました。

2 アンケート調査の実施

高齢者の生活状況や支援ニーズ及び石巻市の介護(予防)サービス提供事業者の現状や今後の展望などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

調査実施概要及び配付回収の状況は次のとおりです。

■調査実施概要

調査対象者	①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(一般高齢者・要支援認定者) 石巻市に住所を有する65歳以上で、要介護認定を受けていない方から圏域別は無作為抽出 ②在宅介護実態調査(要支援・要介護認定者) 在宅で生活している要支援・要介護認定者のうち、認定の更新申請・区分変更申請をした方 ③施設入所者調査(要支援・要介護認定者) 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)及び特定施設入居者生活介護(サービス付き高齢者向け住宅やケアハウス等)を利用する要支援・要介護認定者から無作為抽出 ④介護サービス提供事業者調査 石巻市に所在する介護(予防)サービス提供事業者
調査方法	①③④郵送配付－郵送回収 ②認定調査員の訪問による聞き取り調査
調査期間	①③令和5年2月～3月 ②令和4年8月～令和5年3月 ④令和5年5月～6月

■配付・回収状況

	配付数	有効回収数	有効回収率
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	2,000	1,153	57.7%
②在宅介護実態調査		565	
③施設入所者調査	500	321	64.2%
④介護サービス提供事業者調査	95	68	71.6%

3 パブリックコメントの実施

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを令和5年12月～令和6年1月に実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

第6節 計画の進行管理

本計画に基づく事業を円滑に推進していくためには、計画の進捗状況やサービスの利用状況等を定期的に把握することが重要になります。

また、計画の効果的な実施を進めるためには、計画に定めた内容についての継続的な点検と評価が必要です。

本計画に掲げた施策を達成するため、保険者機能強化推進交付金の評価指標等も活用しながら、進捗状況の点検及び達成状況の評価を行い、計画を推進します。